

留守家庭を理由とした指定校変更を申請される方は、以下の点のご確認をお願いいたします。

【制度について】

留守家庭理由による指定校変更とは、保護者の就労等のため、登下校時に児童が保護者の親族の居所や、保護者の勤務先の所在地から通学するため、その学区の学校へ指定校を変更する制度です。

【申請できるご家庭について】

小学生の登下校時に就労しています。

※登校時刻は午前8時、下校時刻は午後4時とし、その時間に18歳以上の方がご家庭にいないことが原則です。

平日(月曜日から金曜日)に3日以上就労しています。

※就労証明書のみで判断できない場合は、シフト表等の提出を依頼する場合があります。

【児童クラブについて】

児童クラブとの併用はしません。

※公設の児童クラブ、または、市に届出している民設児童クラブに入所される方は、指定校変更制度の利用ができません。

※ 児童クラブ担当課(青少年課)に情報を提供することがあります。

【預かり人について】

お子様を預かる方はどなたですか。

祖父母

祖父母以外の親族

その他()

(住所)

(希望する学校)

小学校

※登下校時に保護者の代わりに預かることができ、急病や災害等の緊急事態において学校から引き取り要請があった場合についても、責任を持って引き取り、預かることができる方をお願いしてください。

【自営業の方について】

所在地がわかるもの(営業許可書等)を提出してください。

ご自宅兼事務所でお子様が過ごせる場合は、制度の利用をご遠慮ください。

※ただし、どうしても監護ができない場合は、ご相談ください。必要な場合は申出書を提出してもらいます。

児童氏名 _____

住所 _____

指定校 _____ 小学校